

第5条（紹介手数料の返還）

本件業務により採用された採用者が、入職後3か月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職しまたは解雇された場合は、上記第3条に基づき受領した手数料の50%を甲に返還するものとする。但し、甲の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに第6条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

2. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。

3. 甲が紹介手数料を支払う前に採用者が退職した場合、別途協議のうえ甲は返還に該当する金額を減額して支払うものとする。